

(参考) 現行の第一種特定有害物質の調査方法

(地歴調査等)

- ・ 土壤汚染のおそれの把握として、試料採取等対象物質の種類の特異、調査対象地における土壤汚染のおそれの区分、及び汚染のおそれが生じた位置(深度)の確定を行う。
- ・ おそれの区分は物質ごとに行い、その区分ごとに試料採取等区画の選定を行う。
 - おそれが無い：試料採取不要
 - おそれが比較的多い：10mの格子ごと試料採取
 - おそれが少ない：30m格子ごとに試料採取

(試料採取)

- ・ 地表から概ね0.8~1.0mの表層部分において土壤中の気体を採取し測定する(土壤ガス調査)。
- ・ 地下水位が高い等土壤ガスの採取が困難な場合は、土壤ガスに代わって、最大2m程度まで掘り増しし地下水を採取し測定する。
- ・ 30m格子での調査区画で土壤ガスが検出された場合は、その30m格子の残りの単位区画で土壤ガス調査を行う。
- ・ 土壤ガスが検出された区画のうち相対的に濃度の高い地点で地表から深さ10mまでの土壤のボーリング調査を実施する。
- ・ なお、調査実施者は土壤ガス調査を省略して土壤のボーリング調査を実施することができる。

(評価)

- ・ すべての試料採取等区画で土壤ガスが不検出だった場合(地下水を採取した場合にあっては、当該地下水に含まれる試料採取等対象物質が地下水基準に適合したとき)は、土壤のボーリング調査を行わずに調査を終了する。
- ・ いずれかの地点において、いずれかの深度で基準に適合しなかった場合は、土壤ガスを検出したすべての単位区画を基準不適合の土地と評価する(すべての深度で溶出量基準に適合した単位区画を除く)。

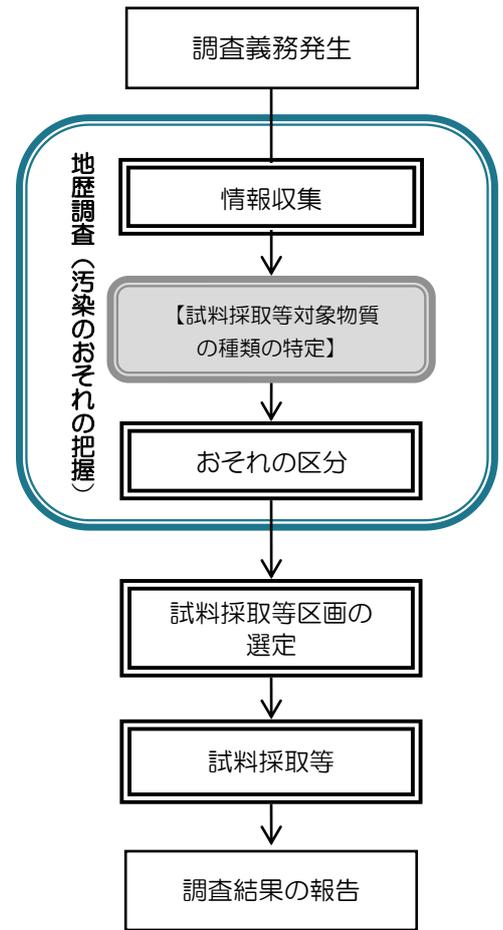
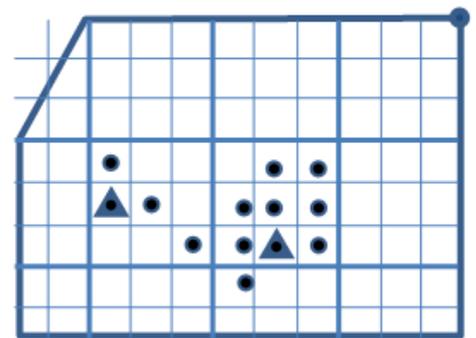


図1. 土壤汚染状況調査の手順



●：土壤ガス検出あり
 ▲：隣接する区画で、最も土壤ガスの検出値が大きい単位区画＝ボーリング調査実施区画

※詳細については国の施行通知もしくはガイドラインをご確認ください。